

平成24年度第2回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要

開催日及び場所	平成24年12月3日(月)14時00分～16時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 野村 泰弘 (島根大学教授) 委員 河原 莊一郎 (松江工業高等専門学校教授) 周藤 滋 (弁護士) 秦 久光 (出雲市自治会連合会副会長) 横田 笑子 (税理士)	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日	
報告事項	(1) 入札方式別発注工事の状況について (2) 指名停止の運用状況について (3) 低入札価格調査制度の運用状況について (4) 苦情処理の運用状況について (5) その他	
審議事項	抽出案件(3件)	備 考
	一般競争入札	1. 向陽中学校太陽光発電設備工事
	指名競争入札	2. 出雲市民会館舞台音響設備改修工事
	随意契約	3. 口宇賀地区農集処理センター上澄水排水装置修繕工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

【報告事項について】	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
意見・質問	回 答
① 低入札価格制度における、数値的判断基準での失格とはどういうことか。	① 数値的判断基準は、設計額の一定基準を下回ってはいけないという割合であり、項目は、直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の4項目ある、その項目のいずれか一つでも基準を下回った場合は失格となる。
【審議事項について】	
1) 向陽中学校太陽光発電設備工事	
意見・質問	回 答
① 応札金額に差異がないが、なぜか。	① 各社とも似た金額で応札している。部品代（太陽光パネル）が大部分を占める工事のため、各社似たような数字になったと思われる。
② この工事の太陽光発電で、年間の中学校の電気代金のどのくらい賄えるのか。	② 年間の電気代を約500万円と見込んでおり、太陽光発電で一割程度の電気代が賄えると想定している。
③ 売電できる容量があるのか。	③ 学校は昼間に使用しているので余剰電力があまりなく、売電できるのは少量と考えている。
④ パネルの価格は、メーカー間で差はないのか。	④ 今回、使用する多結晶シリコンパネルは、国の基準をクリアしていることを条件としている。各メーカーとも大きな差はない。
⑤ 製品の耐用年数はどれくらいか。	⑤ 太陽光パネルについては、徐々に効率が下がってくる。10年間で90パーセントの出力を保つことを条件としている。物理的には20年、システムを構成しているパワコン等は15年と考える。
⑥ 市の施設で太陽光発電を使っているところがあるのか。	⑥ 大規模な施設は市庁舎である。
⑦ 希望価格は提示しているのか。	⑦ 提示している。
⑧ 設計自体を第三者がチェックするシステムあるか。	⑧ 市にはない。
⑨ 最低価格の入札者が複数あった場合は、落札者の決定をどうする。	⑨ くじ引きにより落札者を決定する。
2) 出雲市民会館舞台音響設備改修工事	
意見・質問	回 答
① 希望価格は随意契約以外のすべての工事で提示するのか。	① その通りである。
② この工事の工種は何か。	② 電気通信工事である。
③ 出雲市民会館は完成から何年経過し	③ 昭和56年に完成しており、31年経過

<p>ているのか。</p> <p>④ 改修は何回行っているのか。</p> <p>⑤ 機器のメーカー指定をしなかったのか。</p> <p>⑥ 工事の状況はどうなっているのか。</p>	<p>している。</p> <p>④ 平成 18 年に大規模な改修を行っているが、マイク、スピーカー類は今回が初めてである。</p> <p>⑤ 公共工事の場合の製品は、それ相当品とか能力的なもので発注をするが、音響設備は機器の相性というものがあるので、一般工事ほど機器を自由には選べない。</p> <p>⑥ 契約を終え、今は準備段階である。25 年の 1 月から 3 月まで市民会館を閉館して工事を行う予定である。</p>
--	--

3) 口宇賀地区農集処理センター上澄水排水装置修繕工事

意見・質問	回 答
<p>① 随意契約であるのに落札率が低いのはなぜか。</p> <p>② この排水装置を建設した業者はどこか。</p> <p>③ このような施設の修繕技術を持った業者は少ないのか。</p> <p>④ このような下水処理施設は、出雲市全体ではどれくらいあるのか。</p> <p>⑤ 同じ業者が、別の工事の応札では落札率が高いがなぜか。</p> <p>⑥ この排水装置の改修は、どのくらいの間隔で行っているのか。</p> <p>⑦ 今回の施工業者は市外だが市内業者が優先されるのではないか。</p> <p>⑧ 新たな処理場を建設する場合は、市外の業者は入札に参加できるのか。</p>	<p>① 設計は見積書を参考に行った、設計の諸経費については積算基準を、労務費については公共工事単価により積算した。落札額は諸経費の部分でかなりの開きがあり、受注者がこの経費を低く抑えたものと推測する。</p> <p>② 今回の改修工事を受注した業者である。</p> <p>③ 処理場ごとに特徴があり、メンテナンスについては、設置した業者が行うことが多い。</p> <p>④ 50 の処理場がある。</p> <p>⑤ 別な工事は、内容として塗装作業が主であったため、人件費がかかったと考えられる。</p> <p>⑥ 建設してから約 16 年経過している。改修は今回が初めてである。</p> <p>⑦ 市内業者優先が原則であるが、この処理場は旧平田市時代に建設した施設であり、当時は市外業者も入札に参加できた。今回のような修繕工事は、処理場を稼働しながら進めなくてはいけないため、構造を全体的に熟知している必要があり、建設業者あるいはメンテナンス業者に発注している。</p> <p>⑧ 参加できない。</p>